

平成30年8月24日 策定  
令和3年8月25日 改定

## 越谷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

越谷市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられ、法第7条第1項に基づき、越谷市農業委員会の「農地等の利用の最適化に関する指針」として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は農業委員並びに農地利用最適化推進委員の改選ごとに、検証及び見直しを行う。

### 第2 具体的な目標と推進方法

#### 1 遊休農地の発生防止・解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状 （令和3年3月）	1,277ha	20.1ha	1.57%
3年後の目標 （令和6年3月）	1,247ha	14.1ha	1.13%

##### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を把握する。
- ② 農地パトロールは毎月実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- ③ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映する。
- ④ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業の活用促進する。

### 第3 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	1,277ha	715.47ha	56.02%
3年後の目標 (令和6年3月)	1,247ha	718.47ha	57.61%

#### (2) 担い手への農地利用集積・集約に向けた具体的な推進方法

##### ① 人・農地プランの作成・見直し

農業委員会は越谷市と連携し、地域における農業者等による話し合いの場を通じて、人と農地の問題や農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成・見直しに取り組む。

##### ② 農地中間管理機構等との連携

農業委員会は、越谷市、農地中間管理機構、JA越谷市等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地のリスト化を行い、農地の出し手や受け手の情報の共有を図り、農地の集約化のための利用調整及び利用権設定や農地中間管理事業の活用を推進する。

### 第4 新規就農・新規参入の促進について

#### (1) 新規就農・新規参入の促進目標

	新規就農者数 (個人)	新規参入者数 (法人)
現 状 (令和3年3月)	0人	0法人
3年後の目標 (令和6年3月)	1人	1法人

#### (2) 新規就農・新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

埼玉県、越谷市、JA越谷市等関係機関と連携し、農業を始めようとする新規就農者等へ積極的な支援を行う。